平成２２年（フ）第６３号
山口県下関市宮田町２丁目12番８号
債務者　古川　雄子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
山口県下関市長府逢坂町４番76号
債務者　木村彩こと　曾　　鉉翔
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
山口県下関市菊川町大字貴飯995番地、前住所山口県下関市菊川町大字楢崎145番地
債務者　西田　絵莉
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
山口県下関市彦島迫町２丁目６番15号
債務者　村上　吾一
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
山口県下関市彦島本村町５丁目10番２号
債務者　北島　國男
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
富山県中新川郡立山町利田2007番地の４、前住所富山市桑原145番地50
債務者　西野　義浩
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６５号
富山市二口町４丁目10番地３　サーパス二口町601号
債務者　谷口　耕二
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７７号
富山市太郎丸西町１丁目２番地５　ベルレーヌ・ムライ４－Ａ
債務者　永田　英生
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０２号
千葉県柏市しいの木台１丁目３番地２クレメントハウスＦ－Ｆ３
債務者　岩崎　　稔
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２０６号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺１丁目13番67号
債務者　榎本　祐一
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２０８号
千葉県松戸市新作1133番地の２コーポ鈴木101号
債務者　竹花　克美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２１０号
千葉県松戸市常盤平４丁目12番地の１ダイアパレス常盤平グランドアベニュー207号
債務者　小澤　淑子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２２２号
千葉県柏市北柏３丁目13番地12北柏シティハイツ101号
債務者　植田　貴子（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２３９号
千葉県松戸市三ケ月1349番地松戸市営三ケ月住宅207号
債務者　渡邉　　昇
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２００号
北九州市小倉北区三郎丸２丁目10番16号コーポＭＣ102
債務者　嶋﨑　直美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２５５号
北九州市八幡東区花尾町３番14号
債務者　日野　照雄
1　決定年月日時　平成22年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部